

医薬品インタビューフォーム

日本病院薬剤師会の I F 記載要領 2013 に準拠して作成

根管拡大補助剤

モルホニン[®] 歯科用液

MORHONINE for Dental liquid

剤 形	液剤
製剤の規制区分	なし
規格・含量	1 mL 中、(日局)エデト酸ナトリウム水和物を 143mg 含有 1 mL 中、セトリミドを 0.84mg 含有
一般名	和名：エデト酸ナトリウム水和物、セトリミド 洋名：Disodium Edetate Hydrate、Cetrimide
製造販売承認年月日 薬価基準収載・発売年月日	製造販売承認年月日：2008年9月4日(販売名変更による) 薬価基準収載年月日：2008年12月19日(販売名変更による) 発 売 年 月 日：1965年11月
開発・製造販売(輸入)・ 提携・販売会社名	製造販売元：昭和薬品化工株式会社
担当者の連絡先	
問い合わせ窓口	昭和薬品化工株式会社 電話：0120-648-914 FAX：03-5579-9592 <受付時間>9:00~17:30(土・日・祝日・当社休日を除く) 医療関係者向けホームページ http://www.showayakuhinkako.co.jp

本 I F は 2016 年 4 月改訂の添付文書の記載に基づき作成した。
最新の添付文書情報は、医薬品医療機器総合機構ホームページ
<http://www.pmda.go.jp/>にてご確認ください。

I F 利用の手引きの概要

－ 日本病院薬剤師会 －

1. 医薬品インタビューフォーム作成の経緯

医療用医薬品の基本的な要約情報として医療用医薬品添付文書（以下、添付文書と略す）がある。医療現場で医師・薬剤師等の医療従事者が日常業務に必要な医薬品の適正使用情報を活用する際には、添付文書に記載された情報を裏付ける更に詳細な情報が必要な場合がある。

医療現場では、当該医薬品について製薬企業の医薬情報担当者等に情報の追加請求や質疑をして情報を補完して対処してきている。この際に必要な情報を網羅的に入手するための情報リストとしてインタビューフォームが誕生した。

昭和63年に日本病院薬剤師会（以下、日病薬と略す）学術第2小委員会が「医薬品インタビューフォーム」（以下、I Fと略す）の位置付け並びにI F記載様式を策定した。その後、医療従事者向け並びに患者向け医薬品情報ニーズの変化を受けて、平成10年9月に日病薬学術第3小委員会においてI F記載要領の改訂が行われた。

更に10年が経過し、医薬品情報の創り手である製薬企業、使い手である医療現場の薬剤師、双方にとって薬事・医療環境は大きく変化したことを受けて、平成20年9月に日病薬医薬情報委員会においてI F記載要領2008が策定された。

I F記載要領2008では、I Fを紙媒体の冊子として提供する方式から、PDF等の電磁的データとして提供すること（e-I F）が原則となった。この変更に合わせて、添付文書において「効能・効果の追加」、「警告・禁忌・重要な基本的注意の改訂」などの改訂があった場合に、改訂の根拠データを追加した最新版のe-I Fが提供されることとなった。

最新版のe-I Fは、（独）医薬品医療機器総合機構のホームページ（<http://www.pmda.go.jp/>）から一括して入手可能となっている。日本病院薬剤師会では、e-I Fを掲載する医薬品医療機器総合機構のホームページが公的サイトであることに配慮して、薬価基準収載に合わせてe-I Fの情報を検討する組織を設置して、個々のI Fが添付文書を補完する適正使用情報として適切か審査・検討することとした。

2008年より年4回のインタビューフォーム検討会を開催した中で指摘してきた事項を再評価し、製薬企業にとっても、医師・薬剤師等にとっても、効率の良い情報源とすることを考えた。そこで今般、I F記載要領の一部改訂を行いI F記載要領2013として公表する運びとなった。

2. I Fとは

I Fは「添付文書等の情報を補完し、薬剤師等の医療従事者にとって日常業務に必要な、医薬品の品質管理のための情報、処方設計のための情報、調剤のための情報、医薬品の適正使用のための情報、薬学的な患者ケアのための情報等が集約された総合的な個別の医薬品解説書として、日病薬が記載要領を策定し、薬剤師等のために当該医薬品の製薬企業に作成及び提供を依頼している学術資料」と位置付けられる。

ただし、薬事法・製薬企業機密等に関わるもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師自らが評価・判断・提供すべき事項等はI Fの記載事項とはならない。言い換えると、製薬企業から提供されたI Fは、薬剤師自らが評価・判断・臨床適応するとともに、必要な補完をするものという認識を持つことを前提としている。

【I Fの様式】

①規格はA4版、横書きとし、原則として9ポイント以上の字体（図表は除く）で記載し、一色刷りとする。ただし、添付文書で赤枠・赤字を用いた場合には、電子媒体ではこれに従うものとする。

②I F記載要領に基づき作成し、各項目名はゴシック体で記載する。

- ③表紙の記載は統一し、表紙に続けて日病薬作成の「I F利用の手引きの概要」の全文を記載するものとし、2頁にまとめる。

[I F の作成]

- ① I Fは原則として製剤の投与経路別（内用剤、注射剤、外用剤）に作成される。
- ② I Fに記載する項目及び配列は日病薬が策定したI F記載要領に準拠する。
- ③添付文書の内容を補完するとのI Fの主旨に沿って必要な情報が記載される。
- ④製薬企業の機密等に関するもの、製薬企業の製剤努力を無効にするもの及び薬剤師をはじめ医療従事者自らが評価・判断・提供すべき事項については記載されない。
- ⑤「医薬品インタビューフォーム記載要領2013」（以下、「I F記載要領2013」と略す）により作成されたI Fは、電子媒体での提供を基本とし、必要に応じて薬剤師が電子媒体（PDF）から印刷して使用する。企業での製本は必須ではない。

[I F の発行]

- ①「I F記載要領2013」は、平成25年10月以降に承認された新医薬品から適用となる。
- ②上記以外の医薬品については、「I F記載要領2013」による作成・提供は強制されるものではない。
- ③使用上の注意の改訂、再審査結果又は再評価結果（臨床再評価）が公表された時点並びに適応症の拡大等がなされ、記載すべき内容が大きく変わった場合にはI Fが改訂される。

3. I F の利用にあたって

「I F記載要領2013」においては、PDFファイルによる電子媒体での提供を基本としている。情報を利用する薬剤師は、電子媒体から印刷して利用することが原則である。

電子媒体のI Fについては、医薬品医療機器総合機構のホームページに掲載場所が設定されている。

製薬企業は「医薬品インタビューフォーム作成の手引き」に従って作成・提供するが、I Fの原点を踏まえ、医療現場に不足している情報やI F作成時に記載し難い情報等については製薬企業のMR等へのインタビューにより薬剤師等自らが内容を充実させ、I Fの利用性を高める必要がある。また、随時改訂される使用上の注意等に関する事項に関しては、I Fが改訂されるまでの間は、当該医薬品の製薬企業が提供する添付文書やお知らせ文書等、あるいは医薬品医療機器情報配信サービス等により薬剤師等自らが整備するとともに、I Fの使用にあたっては、最新の添付文書を医薬品医療機器総合機構ホームページで確認する。

なお、適正使用や安全性の確保の点から記載されている「臨床成績」や「主な外国での発売状況」に関する項目等は承認事項に関わることもあり、その取扱いには十分留意すべきである。

4. 利用に際しての留意点

I Fを薬剤師等の日常業務において欠かすことができない医薬品情報源として活用して頂きたい。しかし、薬事法や医療用医薬品プロモーションコード等による規制により、製薬企業が医薬品情報として提供できる範囲には自ずと限界がある。I Fは日病薬の記載要領を受けて、当該医薬品の製薬企業が作成・提供するものであることから、記載・表現には制約を受けざるを得ないことを認識しておかなければならない。

また製薬企業は、I Fがあくまでも添付文書を補完する情報資材であり、インターネットでの公開等も踏まえ、薬事法上の広告規制に抵触しないよう留意し作成されていることを理解して情報を活用する必要はある。

(2013年4月改訂)

目次

I. 概要に関する項目	1
1. 開発の経緯	1
2. 製品の治療学的・製剤学的特性	1
II. 名称に関する項目	2
1. 販売名	2
2. 一般名	2
3. 構造式又は示性式	2
4. 分子式及び分子量	2
5. 化学名(命名法)	2
6. 慣用名、別名、略号、記号番号	2
7. CAS登録番号	2
III. 有効成分に関する項目	3
1. 物理化学的性質	3
2. 有効成分の各種条件下における安定性	3
3. 有効成分の確認試験法	3
4. 有効成分の定量法	3
IV. 製剤に関する項目	4
1. 剤形	4
2. 製剤の組成	4
3. 用時溶解して使用する製剤の調整法	4
4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意	4
5. 製剤の各種条件下における安定性	4
6. 溶解後の安定性	4
7. 他剤との配合変化(物理化学的変化)	4
8. 溶出性	4
9. 生物学的試験法	5
10. 製剤中の有効成分の確認試験法	5
11. 製剤中の有効成分の定量法	5
12. 力価	5
13. 混入する可能性のある夾雑物	5
14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報	5
15. 刺激性	5
16. その他	5
V. 治療に関する項目	6
1. 効能又は効果	6
2. 用法及び用量	6
3. 臨床成績	6
VI. 薬効薬理に関する項目	7
1. 薬理学的に関連ある化合物又は化合物群	7
2. 薬理作用	7
VII. 薬物動態に関する項目	8
1. 血中濃度の推移・測定法	8
2. 薬物速度論的パラメータ	8
3. 吸収	8
4. 分布	8
5. 代謝	9
6. 排泄	9
7. トランスポーターに関する情報	9
8. 透析等による除去率	9

目次

Ⅷ. 安全性(使用上の注意等)に関する項目	10
1. 警告内容とその理由	10
2. 禁忌内容とその理由(原則禁忌を含む)	10
3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由	10
4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由	10
5. 慎重投与内容とその理由	10
6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法	10
7. 相互作用	10
8. 副作用	10
9. 高齢者への投与	10
10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与	11
11. 小児等への投与	11
12. 臨床検査結果に及ぼす影響	11
13. 過量投与	11
14. 適用上の注意	11
15. その他の注意	11
16. その他	11
Ⅸ. 非臨床試験に関する項目	12
1. 薬理試験	12
2. 毒性試験	12
Ⅹ. 管理的事項に関する項目	13
1. 規制区分	13
2. 有効期間又は使用期限	13
3. 貯法・保存条件	13
4. 薬剤取扱い上の注意点	13
5. 承認条件等	13
6. 包装	13
7. 容器の材質	13
8. 同一成分・同効薬	13
9. 国際誕生年月日	13
10. 製造販売承認年月日及び承認番号	13
11. 薬価基準収載年月日	14
12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容	14
13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容	14
14. 再審査期間	14
15. 投薬期間制限医薬品に関する情報	14
16. 各種コード	14
17. 保険給付上の注意	14
X I. 文献	15
1. 引用文献	15
2. その他の参考文献	15
X II. 参考資料	16
1. 主な外国での発売状況	16
2. 海外における臨床支援情報	16
X III. 備考	17
その他の関連資料	17

I. 概要に関する項目

1. 開発の経緯

感染根管の治療では根管の機械的拡大が極めて大切な要件である。しかしながら根管が狭窄しているために拡大が難しく、根尖まで穿通できない症例も少なくない。

また、根管の形態は複雑多様で、機械的拡大のみでは清掃がなお充分に行き渡らない部位が残る。これを補うためには根管の化学的清掃が必要となってくる。

EDTA (Ethylenediaminetetraacetic acid) は多くの金属イオンと結合して安定な可溶性のキレート化合物を作るキレート剤の代表的なものとして知られているが、医学方面でもすでに尿路結石や鉛中毒などに応用してカルシウムや鉛を排泄させたり、また、硬組織の脱灰剤としてなど多方面に利用されている。

歯科界では Nygard Ostby (1957) がこれに着目して初めて狭窄根管の拡大に応用し、その後 Grossman はこれを使用して狭窄根管や彎曲根管の拡大に好結果を得たと述べている。

モルホニン歯科用液は歯科用モルホニンの名称で 1964 年に承認を取得し、発売開始した。その後、「医療事故を防止するための医薬品の表示事項及び販売名の取り扱いについて」(厚生労働省医薬発第 935 号、2000 年 9 月 19 日) に基づき、2008 年 9 月 4 日にモルホニン歯科用液として販売名を変更して承認を取得し、同年 12 月に薬価基準収載された。

2. 製品の治療学的・製剤学的特性

- (1) 根管象牙質を脱灰し、軟化象牙質削片を速やかに溶解します。
- (2) 本剤による残留削片の除去は、根管の無菌化に貢献し、根管充填後の良好な予後が期待されます。

II. 名称に関する項目

1. 販売名

(1) 和名

モルホニン歯科用液

(2) 洋名

MORHONINE for Dental Liquid

(3) 名称の由来

特になし

2. 一般名

(1) 和名（命名法）

エデト酸ナトリウム水和物（JAN）、セトリミド（JAN）

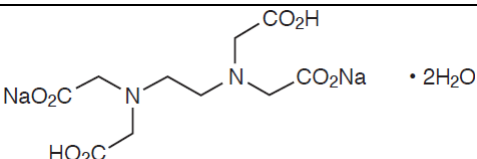
(2) 洋名（命名法）

Disodium Edetate Hydrate（JAN）、Cetrimide（JAN）

(3) ステム（stem）

不明

3. 構造式又は示性式

エデト酸ナトリウム水和物	セトリミド
	$[\text{RN}(\text{CH}_3)_3] \text{Br}$ <p>(RはC₁₂H₂₅～C₁₆H₃₃)</p>

4. 分子式及び分子量

	エデト酸ナトリウム水和物	セトリミド
分子式	C ₁₀ H ₁₄ N ₂ Na ₂ O ₈ · 2H ₂ O	C ₁₇ H ₃₈ BrN
分子量	372.24	336.39

5. 化学名（命名法）

エデト酸ナトリウム水和物	セトリミド
Disodium dihydrogen ethylenediaminetetraacetate dihydrate (IUPAC)	該当資料なし

6. 慣用名、別名、略号、記号番号

エデト酸ナトリウム水和物	セトリミド
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム エデト酸ナトリウム EDTA ナトリウム	該当資料なし

7. CAS登録番号

エデト酸ナトリウム水和物	セトリミド
6381-92-6	505-86-2

Ⅲ. 有効成分に関する項目

1. 物理化学的性質

(1) 外観・性状

エデト酸ナトリウム水和物	セトリミド
白色の結晶又は結晶性の粉末で、においはなく、わずかに酸味がある ¹⁾ 。	白色～微黄白色の粉末で、わずかに特異なにおいがあり、味は苦い ²⁾ 。

(2) 溶解性

エデト酸ナトリウム水和物	セトリミド
水にやや溶けやすく、エタノール (95) 又はジエチルエーテルにほとんど溶けない ¹⁾ 。	クロロホルムに極めて溶けやすく、水又はエタノールに溶けやすく、エーテルに極めて溶けにくい ²⁾ 。

(3) 吸湿性

該当資料なし

(4) 融点（分解点）、沸点、凝固点

該当資料なし

(5) 酸塩基解離定数

該当資料なし

(6) 分配係数

該当資料なし

(7) その他の主な示性値

エデト酸ナトリウム水和物：1.0g を水 100mL に溶かした液の pH は 4.3～4.7¹⁾

2. 有効成分の各種条件下における安定性

該当資料なし

3. 有効成分の確認試験法

エデト酸ナトリウム水和物	セトリミド
(日局) エデト酸ナトリウム水和物の確認試験に準ずる ¹⁾ 。	(局外規) セトリミドの確認試験に準ずる ²⁾ 。

4. 有効成分の定量法

エデト酸ナトリウム水和物	セトリミド
(日局) エデト酸ナトリウム水和物の定量法に準ずる ¹⁾ 。	(局外規) セトリミドの定量法に準ずる ²⁾ 。

IV. 製剤に関する項目

1. 剤形

(1) 投与経路

歯髄腔

(2) 剤形の区別、外観及び性状

区別：液剤

性状：無色透明の液で、わずかに特異なにおいがある。

(3) 製剤の物性

該当資料なし

(4) 識別コード

なし

(5) pH、浸透圧比、粘度、比重、無菌の旨及び安定なpH域等

pH=7.0~7.6

(6) 無菌の有無

該当資料なし

2. 製剤の組成

(1) 有効成分（活性成分）の含量

1 mL 中、(日局)エデト酸ナトリウム水和物 143mg を含有

1 mL 中、セトリミド 0.84mg を含有

(2) 添加物

pH 調整剤

(3) 添付溶解液の組成及び容量

該当しない

3. 用時溶解して使用する製剤の調整法

該当しない

4. 懸濁剤、乳剤の分散性に対する注意

該当しない

5. 製剤の各種条件下における安定性

該当しない

6. 溶解後の安定性

該当しない

7. 他剤との配合変化（物理化学的变化）

該当しない

8. 溶出性

該当しない

9. 生物学的試験法

該当資料なし

10. 製剤中の有効成分の確認試験法

エデト酸ナトリウム水和物	セトリミド
(日局) エデト酸ナトリウム水和物の確認試験に準ずる ¹⁾ 。	(局外規) セトリミドの確認試験に準ずる ²⁾ 。

11. 製剤中の有効成分の定量法

エデト酸ナトリウム水和物	セトリミド
(日局) エデト酸ナトリウム水和物の定量法に準ずる ¹⁾ 。	(局外規) セトリミドの定量法に準ずる ²⁾ 。

12. 力価

該当資料なし

13. 混入する可能性のある夾雑物

該当資料なし

14. 注意が必要な容器・外観が特殊な容器に関する情報

該当しない

15. 刺激性

該当資料なし

16. その他

なし

V. 治療に関する項目

1. 効能又は効果

根管象牙質の脱灰（抜髄後あるいは感染根管治療時の根管拡大の際の補助）

2. 用法及び用量

適量を髓室内に滴加するか、あるいは小綿球に浸したものを挿入し、数分間放置後根管を機械的に拡大する。
必要があればこれを繰り返し、拡大操作を行う。

3. 臨床成績

(1) 臨床データパッケージ

該当資料なし

(2) 臨床効果

該当資料なし

(3) 臨床薬理試験

該当資料なし

(4) 探索的試験

該当資料なし

(5) 検証的試験

1) 無作為化並行用量反応試験

該当資料なし

2) 比較試験

該当資料なし

3) 安全性試験

該当資料なし

4) 患者・病態別試験

該当資料なし

(6) 治療的使用

1) 使用成績調査・特定使用成績調査（特別調査）・製造販売後臨床試験（市販後臨床試験）

該当資料なし

2) 承認条件として実施予定の内容又は実施した試験の概要

該当資料なし

VI. 薬効薬理に関する項目

1. 薬理的に関連ある化合物又は化合物群

該当資料なし

2. 薬理作用

(1) 作用部位・作用機序

モルホニン歯科用液は根管内壁を脆弱化し、根管拡大のための機械的操作を容易にする^{3, 4)}。エデト酸ナトリウム水和物は根管内壁のカルシウム等をキレート結合することにより上記の目的を達するものであり^{5~7)}、セトリミドは殺菌作用及び薬液が根管内の細部にゆきわたるような物理的性質を有している^{3, 8)}。

(2) 薬効を裏付ける試験成績

該当資料なし

(3) 作用発現時間・持続時間

該当資料なし

VII. 薬物動態に関する項目

1. 血中濃度の推移・測定法

(1) 治療上有効な血中濃度

該当資料なし

(2) 最高血中濃度到達時間

該当資料なし

(3) 臨床試験で確認された血中濃度

該当資料なし

(4) 中毒域

該当資料なし

(5) 食事・併用薬の影響

該当資料なし

(6) 母集団（ポピュレーション）解析により判明した薬物体内動態変動要因

該当資料なし

2. 薬物速度論的パラメータ

(1) 解析方法

該当資料なし

(2) 吸収速度定数

該当資料なし

(3) バイオアベイラビリティ

該当資料なし

(4) 消失速度定数

該当資料なし

(5) クリアランス

該当資料なし

(6) 分布容積

該当資料なし

(7) 血漿蛋白結合率

該当資料なし

3. 吸収

該当資料なし

4. 分布

(1) 血液—脳関門通過性

該当資料なし

(2) 血液—胎盤関門通過性

該当資料なし

(3) 乳汁への移行性

該当資料なし

(4) 髄液への移行性

該当資料なし

(5) その他の組織への移行性

該当資料なし

5. 代謝

(1) 代謝部位及び代謝経路

該当資料なし

(2) 代謝に関与する酵素（CYP450 等）の分子種

該当資料なし

(3) 初回通過効果の有無及びその割合

該当資料なし

(4) 代謝物の活性の有無及び比率

該当資料なし

(5) 活性代謝物の速度論的パラメータ

該当資料なし

6. 排泄

(1) 排泄部位及び経路

該当資料なし

(2) 排泄率

該当資料なし

(3) 排泄速度

該当資料なし

7. トランスポーターに関する情報

該当資料なし

8. 透析等による除去率

該当資料なし

Ⅷ. 安全性（使用上の注意等）に関する項目

1. 警告内容とその理由

該当しない

2. 禁忌内容とその理由（原則禁忌を含む）

該当しない

3. 効能又は効果に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

4. 用法及び用量に関連する使用上の注意とその理由

該当しない

5. 慎重投与内容とその理由

該当しない

6. 重要な基本的注意とその理由及び処置方法

該当しない

7. 相互作用

(1) 併用禁忌とその理由

該当しない

(2) 併用注意とその理由

該当しない

8. 副作用

(1) 副作用の概要

本剤は使用成績調査等の副作用発現頻度が明確となる調査を実施していない。

(2) 重大な副作用と初期症状

該当しない

(3) その他の副作用

該当しない

(4) 項目別副作用発現頻度及び臨床検査値異常一覧

該当資料なし

(5) 基礎疾患、合併症、重症度及び手術の有無等背景別の副作用発現頻度

該当資料なし

(6) 薬物アレルギーに対する注意及び試験法

該当資料なし

9. 高齢者への投与

該当資料なし

10. 妊婦、産婦、授乳婦等への投与

該当資料なし

11. 小児等への投与

該当資料なし

12. 臨床検査結果に及ぼす影響

該当資料なし

13. 過量投与

該当資料なし

14. 適用上の注意

- | |
|---|
| <p>(1) 本剤は根管内にのみ使用し、誤って患歯以外の歯牙表面に付着した場合はすぐに拭きとること⁵⁾。
(2) 歯科用にのみ使用すること。</p> |
|---|

15. その他の注意

該当しない

16. その他

該当しない

IX. 非臨床試験に関する項目

1. 薬理試験

(1) 薬効薬理試験

(「VI. 薬効薬理に関する項目」参照)

(2) 副次的薬理試験

該当資料なし

(3) 安全性薬理試験

該当資料なし

(4) その他の薬理試験

該当資料なし

2. 毒性試験

(1) 単回投与毒性試験

該当資料なし

(2) 反復投与毒性試験

該当資料なし

(3) 生殖発生毒性試験

該当資料なし

(4) その他の特殊毒性

該当資料なし

X. 管理的事項に関する項目

1. 規制区分

製 剤：モルホニン歯科用液 なし
有効成分：エデト酸ナトリウム水和物 なし
セトリミド なし

2. 有効期間又は使用期限

5年（外箱・ラベルに表示）

3. 貯法・保存条件

室温保存

4. 薬剤取扱い上の注意点

(1) 薬局での取り扱い上の留意点について

該当しない

(2) 薬剤交付時の取り扱いについて（患者等に留意すべき必須事項等）

「Ⅷ：安全性（使用上の注意等）に関する項目」の「14. 適用上の注意」を参照。
患者向医薬品ガイド：なし
くすりのしおり：なし

(3) 調剤時の留意点について

該当しない

5. 承認条件等

該当しない

6. 包装

10mL、50mL

7. 容器の材質

瓶：ガラス

8. 同一成分・同効薬

同一成分薬：該当なし
同 効 薬：該当なし

9. 国際誕生年月日

不明

10. 製造販売承認年月日及び承認番号

販売名	製造販売承認年月日	承認番号
モルホニン歯科用液	2008年9月4日	22000AMX01957000

（旧販売名） 歯科用モルホニン（経過措置期間終了日：2009年8月31日）

製造販売承認年月日：1964年4月7日、承認番号：(39A)1770

X. 管理的事項に関する項目

11. 薬価基準収載年月日

販売名	薬価基準収載年月日
モルホニン歯科用液	2008年12月19日

(旧販売名) 歯科用モルホニン (経過措置期間終了日: 2009年8月31日)

薬価基準収載年月日: 1965年10月5日

12. 効能又は効果追加、用法及び用量変更追加等の年月日及びその内容

該当しない

13. 再審査結果、再評価結果公表年月日及びその内容

再評価結果: 1985年7月

14. 再審査期間

該当しない

15. 投薬期間制限医薬品に関する情報

本剤は、投薬 (あるいは投与) 期間に関する制限は定められていない。

16. 各種コード

販売名	HOT (9桁) 番号	厚生労働省薬価基準収載 医薬品コード	レセプト電算コード
モルホニン歯科用液	183032301	2730802Q1036	—

(旧販売名) 歯科用モルホニン (経過措置期間終了日: 2009年8月31日)

HOT (9桁) 番号: 183032301、厚生労働省薬価基準収載医薬品コード: 2730802Q1028

レセプト電算コード: —

17. 保険給付上の注意

特になし

X I . 文献

1. 引用文献

- 1) 第十七改正日本薬局方解説書（廣川書店） C-891～894（2016）
- 2) 日本薬局方外医薬品規格 2002（じほう） I-386～387（2002）
- 3) 正木正ほか 歯界広報 14(2), 1～6(1964)
- 4) 長谷川 正康 歯内療法の実際（医歯薬出版） 296～297（1969）
- 5) 真泉平治 臨床歯科薬理学 205～207（1971）
- 6) 山岸茂ほか 歯界広報 18(6), 35～40（1966）
- 7) 八幡昌介ほか 日本保存歯科誌 6(2), 124～131（1964）
- 8) Naumovich D.B. O.S., OM. & O.P. 16(8), 965～968（1963）

2. その他の参考文献

なし

X II. 参考資料

1. 主な外国での発売状況

該当資料なし

2. 海外における臨床支援情報

該当資料なし

XⅢ. 備考

その他の関連資料

該当資料なし



2017年1月
(B-17SYK)